

高石市教育委員会定例会会議録

(令和5年4月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	令和5年4月12日 午後3時00分
閉 会	令和5年4月12日 午後3時28分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 木 寄 茂 巳 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 村 田 佳 一 教育部次長兼 社 会 教 育 課 長 : 佐 藤 信 雄 教 育 部 次 長 : 松 田 訓 一 こ だ も 未 来 室 長 : 家 村 美 雪 教 育 総 務 課 長 : 綾 井 康 浩 学 校 教 育 課 長 : 山 崎 陽 子 教 育 総 務 課 長 代 理 : 水 谷 亘 社 会 教 育 課 長 代 理 兼 青 少 年 対 策 班 長 兼 た か い し 市 民 文 化 会 館 長 : 道 井 里 沙 学 校 教 育 課 長 代 理 : 杉 原 敦 史 こ だ も 家 庭 課 長 : 吉 村 あ かね 子 育 て 支 援 課 長 : 阪 上 徹

議題及び議事の要旨及び議決事項

・ 報告第1号 職員の人事異動について

学校教育課長 教育総務課長	報告第1号、「職員の人事異動について」説明します。 本報告は、2月定例会においての議決に基づき教育長をもって臨時代理しました職員の人事異動について、高石市教育委員会通則第3条第1項の規定に基づき、報告するものです。 人事異動の概略を説明。
木寄教育長	報告があったものとして処理します。

・ 報告第2号 高石市教育委員会の所管に属する個人情報の保護に関する法律 施行細則の制定について

教育総務課長	報告第2号、「高石市教育委員会の所管に属する個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について」説明します。
--------	---

	<p>本報告は、個人情報の保護に関する法律等が改正されたことにより、市長が定める高石市個人情報保護条例施行規則が廃止され、高石市個人情報の保護に関する法律施行細則が制定されました。</p> <p>それを受け、本市教育委員会においても、それを準用する形で本規則を制定するものです。</p> <p>本規則については、法律等の改正が令和5年4月1日に施行されることから、高石市教育委員会通則第2条第3項の規定により、教育長が臨時に代理されましたので、その旨報告するものです。</p>
木寄教育長	報告があったものとして処理します。

・報告第3号 令和4年度第3回社会教育会議の報告について

次長兼 社会教育課長	<p>報告第3号、「令和4年度第3回社会教育委員会会議の報告について」説明します。</p> <p>令和5年3月14日に当会議を開催しました。</p> <p>案件としては、第2回社会教育委員会会議での部活動の地域移行に関する講演についての意見交換、令和5年度の社会教育事業として高師浜運動施設のリニューアルや羽衣国際大学との連携について、協議いただきました。</p>
西中委員	<p>部活動の地域移行は、令和8年度に完全移行するのですか。</p> <p>また、市として部活動の地域移行について、何か取り組んでいますか。</p>
次長兼 社会教育課長	<p>この会議での議論の中にもありましたが、令和8年度実施は、難しいと考えています。全国的にも9割の自治体で課題となっているのは、人材確保とお伺いしています。既存の組織の効果的な活用の手法として、小学生主体のスポーツ少年団に中学生が参加できるよう対象を拡げる動きもあると聞いています。本市においても既に同様の動きをとっており、中学生も受け入れていこうという少年団もあります。</p> <p>学校との連携については、検討段階です。</p>
西中委員	<p>文部科学省は、部活動の地域移行について、全国的な調査を行っているのですか。</p>
次長兼 社会教育課長	<p>国の方では、実態調査を行っていると聞いています。これを踏まえて3年間かけて実施するという事はトーンダウンしているようです。</p>
西中委員	<p>全国的な調査については、公に発表されてないですね。</p>
次長兼 社会教育課長	<p>詳細な内容は、公表されてないと聞いています。</p>
西中委員	<p>教育委員会には、何か届いているのですか。</p>
教育部長	<p>国の方では、先進市の事例を公表しており、各市町村がそれを参酌し、検討を進めています。</p>
西中委員	<p>これは、国が音頭をとるのではなく、それぞれの市町村に任せるといいますか。</p>
教育部長	<p>国の方でも、令和5年度から予算を増額し、たとえば、研修会開催に伴う講師の派遣や指導員の費用等を予算化していますので、それを活用し、検討を進めていって下さいという方向性です。先ほどお話ししましたとおり、令和8年度からというのは、少しトーンダウンしている部分はありますが、早期に進めてほしいというのが国の意向ですので、本市としても進めていく必要があると考えています。</p>
木寄教育長	報告があったものとして処理します。

・報告第4号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	本報告は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定に基づき処理したものについて、同条第2項の規定により、13ページ記載の社会教育課3件、学校教育課1件の合計4件の報告をするものです。
木寄教育長	報告があったものとして処理します。

・報告第5号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	令和5年3月15日から令和5年4月11日までの当委員会関係諸行事について説明。
木寄教育長	報告があったものとして処理します。